

○官庁営繕部請負工事監督検査事務処理要領

	昭和42年7月17日	建設省営管第592号
	昭和43年6月15日	建設省営管第423号
	昭和51年5月10日	建設省営管第190号
	昭和56年4月1日	建設省営管第216号
	平成14年7月16日	国営管第127号
	平成16年4月1日	国営管第450号
	平成18年5月11日	国営管第12号
	平成20年4月1日	国営管第6-2号
最終改正	令和3年3月30日	国営管第593号

国土交通省大臣官房官庁営繕部長から
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長 へ

第1章 総則

(通則)

第1 官庁営繕部の所掌する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、国土交通省所管会計事務取扱規程（平成13年国土交通省訓令第60号）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2章 監督

(監督の体制)

第2 法第29条の11第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）は、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理人以外の監督職員（規則第18条第1項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(監督業務の分類)

第3 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。

一 監督総括業務

- イ 工事請負契約書（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）に基づく契約担当官等（法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- ロ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- ハ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等に対する報告
- ホ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理

二 現場監督総括業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ロ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の

実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理
ニ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の
処理

ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

ヘ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

三 一般監督業務

イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理

ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾

ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）

ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

ホ 第5第3項の規定により任命された監督員にあっては、第5第5項の規定により任命された監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理

（監督職員の担当業務等）

第4 監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任監督員又は監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）をそれぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務をそれぞれあわせて担当するものとする。

（監督職員の任命基準等）

第5 総括監督員は、整備課特別整備室長を任命するものとする。

2 主任監督員は特別整備室の保全指導・監督官を任命するものとする。

3 監督員は特別整備室の工事を担当する係長を任命するものとする。

4 技術的条件及び職員の配置状況により第2項又は前項の規定によることが困難であると認められるときはこれらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、監督を厳正かつ的確に行うことができるものと認められる者（以下「監督適任者」という。）を任命することができるものとする。

5 技術的条件を勘案し、特に必要があると認められるときは、当該技術的条件に応じ、第3項又は前項の規定によるほか、第3項の規定にかかわらず、さらに、監督適任者を監督員に任命することができるものとする。

（監督委託契約書の作成）

第6 令第101条の8の規定による国の職員以外の者への監督の委託は、工事の内容、第9に規定する監督の技術的基準及び第10の規定を勘案し、監督の方法、契約担当官等に連絡し、又は報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成して行わなければならないものとする。

（監督職員の任命）

第7 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行うものとする。

（契約の相手方への通知）

第8 契約担当官等は、監督職員又は令第101条の8の規定により監督を委託した国の職員以外の者の官職又は役職及び氏名を、工事の請負契約ごとに遅滞なく、別記様式第1による監督職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

（監督の技術的基準）

第9 監督職員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

（監督に関する図書）

第10 監督職員は、次の各号に掲げる図書（契約の相手方から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当事務に応じて作成し、及び整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- 一 工事の実施状況を記載した図書
- 二 契約の履行に関する協議事項（軽易なものは除く。）を記載した書類
- 三 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- 四 その他監督に関する図書

第3章 検査

（検査の種類）

第11 法第29条の1第2項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の種類は、次に掲げるとおりとするものとする。

- 一 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- 二 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分（性質上可分の工事の完済部分を含む。）を確認するための検査

（検査の体制）

第12 検査は、原則として、契約担当官等以外の検査職員（規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。

2 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を工事の施工区域、工事の種別等により定め、又は他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

（検査職員の任命基準）

第13 検査職員は、統括工事検査官、工事検査官のうちから任命するものとする。

2 特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するとき又は前項に規定する者に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、検査を厳正かつ適確に行うことができると認められる者を検査職員に任命することができるものとする。

（検査職員の任命）

第14 検査職員の任命は、検査ごとに行うものとする。

（監督の職務と検査の職務の兼職）

第15 令第101条の7の特別の必要がある場合は、次の各号の一に該当する検査を行う場合とするものとする。

- 一 検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行う工事現場への交通が著しく困難であるため、監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- 二 検査を行うために特別な技術を要するため、監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査

（検査の技術的基準）

第16 検査職員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

（検査調書）

第17 検査職員が検査を行った結果給付が完了していることを確認した場合に作成する工事検査調書は、別記様式第2によるものとする。

2 検査職員が検査を行った結果、給付が工事の請負契約の内容に適合しないことを確認した場合は別記様式第3による工事検査調書を作成するものとする。

附 則（昭和42年7月17日建設省営管第592号）

この要領は、昭和42年7月17日から適用する。

附 則（昭和43年6月15日建設省営管第423号）

この要領は、昭和43年6月15日から適用する。

附 則（昭和51年5月10日建設省営管第190号）

この要領は、昭和51年5月10日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日建設省営管第216号）

この要領は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成14年7月16日国営管第127号）

この要領は、平成14年7月16日から適用する。

附 則（平成16年4月 1日国営管第450号）

この要領は、平成16年4月 1日から適用する。

附 則（平成18年5月11日国営管第12号）

この要領は、平成18年4月 1日から適用する。

附 則（平成20年4月 1日国営管第6-1号）

この要領は、平成20年4月 1日から適用する。

契約の相手方商号又は名称			
代表者	殿	契約担当官等名 官職氏名	
監 督 職 員 通 知 書			
年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり監督職員の官職等及び氏名を通知する。			
工 事 名			
工事場所			
		記	
総括監督員	官職	氏名	
主任監督員	官職	氏名	
監 督 員	官職	氏名	

記載要領

- 1 監督職員は該当しないものを＝を引いて抹消すること。
- 2 監督を行う者が国の職員以外の者である場合は、別の「官職」を「商号又は名称、役職」に訂正すること。

工 事 検 査 調 書	
検査の種類	完成検査
1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
4 請 負 代 金 額	
5 契約の相手方	
6 完 成 年 月 日	年 月 日
7 検 査 年 月 日	年 月 日
上記の工事は、工事請負契約書、図面、仕様書その他の関係図書に基づき完成検査を行った結果、これらのおり完成したことを確認する。	
年 月 日	
検査職員 官職氏名	

記載要領

- 1 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 2 検査を行う場合において当該検査の対象を工区等に分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した工区等名を記載した内訳書を添付すること。

工事検査調書 (完済部分検査)	
検査の種類	既済部分検査 (第 回)
1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
4 請 負 代 金 額	
5 契 約 の 相 手 方	
6 完済部分の完成年月日	年 月 日
7 検 査 年 月 日	年 月 日
8 完 済 部 分 の 表 示	

上記の工事は、工事請負契約書、図面、仕様書その他の関係図書に基づき既済部分検査を行った結果、別紙内訳書のとおり金 円也の完済部分があったことを確認する。

年 月 日

検査職員
官職氏名

記載要領

- 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 内訳書には、工事の内容、請負代金額並びに完済部分の内容及び請負代金相当額の内訳を記載すること。
- 検査を行う場合において当該検査の対象を工区等に分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した工区等名を記載した内訳書を添付すること。

工 事 検 査 調 書	
検査の種類	既済部分検査 (第 回)
1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
4 請 負 代 金 額	
5 契 約 の 相 手 方	
6 検 査 年 月 日	年 月 日

上記の工事は、工事請負契約書、図面、仕様書その他の関係図書に基づき既済部分検査を行った結果、別紙内訳書のとおり金 円也の既済部分があったことを確認する。

年 月 日

検査職員
官職氏名

記載要領

- 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 内訳書には、工事の内容、請負代金額並びに既済部分の内容及び請負代金相当額の内訳を記載すること。
- 検査を行う場合において当該検査の対象を工区等に分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した工区等名を記載した内訳書を添付すること。

工 事 検 査 調 書

検査の種類

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
4	請 負 代 金 額	
5	契 約 の 相 手 方	
6	検 査 年 月 日	年 月 日

上記の工事について検査を行った結果、下記のとおりその給付が工事の請負契約の内容に適合しないものであると認める。

記

- 1 理 由
- 2 その措置についての意見
年 月 日

検査職員
官職氏名

記載要領

- 1 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 2 検査を行う場合において当該検査の対象を工区等に分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した工区等名を記載した内訳書を添付すること。